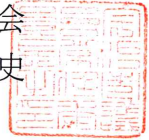


3 字 議 会 第 7 6 4 号
令 和 3 年 1 0 月 1 1 日

宇 治 市 議 会 議 長 堀 明 人 様

宇 治 市 議 会 議 会 運 営 委 員 会
委 員 長 真 田 敦 史



議 会 改 革 に 関 す る 調 査 ・ 検 討 に つ い て (中 間 報 告)

令 和 3 年 6 月 1 2 日 に 議 長 か ら 議 会 運 営 委 員 会 に 対 し 調 査 ・ 検 討 依 頼 の あ り
ま し た 下 記 の 件 に つ い て 、 次 の と お り 中 間 報 告 を い た し ま す 。

記

1. 新 型 コ ロ ナ ウ ィ ル ス 感 染 症 の 危 機 の 中 、 取 り 組 ん で き た ICT の 活 用 を さ ら に 発 展
さ せ 、 議 会 活 動 の さ ら な る 活 性 化 を 目 指 し た ICT の 活 用 の た め の 基 本 的 な 考 え
方 に つ い て
2. 新 型 コ ロ ナ ウ ィ ル ス 感 染 症 の 危 機 も 含 め 、 今 後 予 測 さ れ る 大 規 模 災 害 が 発 生 し
て も 議 会 が 機 能 を 維 持 し そ の 役 割 を 果 た す た め の 基 本 的 な 考 え 方 に つ い て
3. 市 民 の 信 託 に こ た え 、 宇 治 市 議 会 が よ り 一 層 そ の 役 割 を 果 た す た め に 必 要 な 、
一 般 質 問 や 議 案 審 議 、 委 員 会 審 査 や 執 行 部 へ の 資 料 要 求 な ど の あ り 方 及 び 議
場 ・ 委 員 会 室 な ど 議 会 棟 の 設 備 改 修 の 基 本 的 な 考 え 方 に つ い て

議会改革に関する調査・検討結果
(中間報告)

令和3年10月

議会運営委員会

議会改革に関する小委員会

1. ICT活用の基本的な考え方について

(1) ICT活用の状況

① タブレット端末の貸与について

- 平成31年1月21日の議会運営委員会で、市と包括連携協定を締結しているソフトバンク株式会社からタブレット端末のiPadの提供を受けることが可能となったことから、議会情報の共有化や情報提供の即時性を高めるために、タブレット端末を導入することが確認された。
- なお、セルラー機能付きのモデルが提供される予定であるため、経費等を考慮のうえ、Wi-Fiの環境整備は行わないこととし、今後の検討課題とすることが確認された。
- 平成31年2月19日の議会運営委員会で、議員全員にタブレット端末を貸与することが確認された。また、通信費は議員負担とすることが確認された。
- 平成31年3月22日の議会運営委員会で、アプリケーションソフトのインストールは議会事務局が行うことが確認された。このことに伴い、議会事務局が、タブレット端末を一元管理することが確認された。
- 令和元年7月2日の議会運営委員会で、通信費の負担方法(四半期ごとに納付書で支払う)及び政務活動費の使用方法(5,000円を上限とする申合せと同じ運用とする)について、確認され、委員会終了後、全議員を対象に、タブレット端末が貸与された。

② 議会情報ファイリングシステムについて

- 平成30年8月27日の議会運営委員会で、ペーパーレスの環境整備を図るため、議会資料をデータで情報共有するクラウドシステム等(サーバーを含む)を導入することが確認された。
- 令和元年11月15日の議会運営委員会で、議会資料をデータで情報共有するクラウドシステムについて、議会機能に特化した議会情報ファイリングシステムであるDiscuss Cabinetを導入することが確認された。
- 令和元年12月3日の議会運営委員会で、議会情報ファイリングシステムの階層図(フォルダの構成)が確認された。
- 令和元年12月25日の議会運営委員会で、令和2年1月1日から議会情報ファイリングシステムの運用(書式例集・スケジュールのみ)を開始することが確認された。
- 令和2年2月19日の議会運営委員会で、議会情報ファイリングシステムへの掲載書類及び書類の掲載時期が確認された。また、4月から本格実施することが確認された。

③ ペーパーレス化の現状について

- 令和2年1月21日の議会運営委員会で、議会情報ファイリングシステムの導入に伴い、本会議や委員会で使用する紙媒体の資料は廃止するが、一定期間は、議会情報ファイリングシステムへの掲載と並行して紙媒体の資料配付を行うこととし、改めて併用期間の廃止時期を協議することが確認された。
- また、議員要求資料は、資料を要求した議員が、議会情報ファイリングシステムへの掲載若しくは紙媒体を当局と相談をして決定することが確認された。
- 令和2年2月19日の議会運営委員会で、委員会を傍聴する議員が資料を閲覧する際は、タブレット端末を利用のうえ、議会情報ファイリングシステムを閲覧することが確認された。
- 令和3年5月21日の議会運営委員会で、議会関連資料のペーパーレス化(電子媒体及び紙媒体の併用からの移行)の検証について、次期の議会運営委員長に申し送りをすることが確認された。

④ 電子メールの活用について

- 令和元年7月2日の議会運営委員会で、災害時の議員に対する情報提供の手段を、FAXからタブレット端末に変更することが確認された。また、タブレット端末に情報を送付する際は、議員の携帯電話へ連絡することが確認された。
- 令和2年1月21日の議会運営委員会で、行事連絡を始めとする軽易な内容の情報提供を行う場合は、議員の携帯電話へ連絡しないことが確認された。

⑤ 本会議や常任委員会などでの活用について

- 令和元年7月2日の議会運営委員会で、委員会室へのタブレット端末の持込み及び使用について確認された。
- 令和元年12月6日の議会運営委員会で、議場へのタブレット端末の持込み及び使用について確認された。なお、タブレット端末の使用方法は資料の確認等にとどめ、質問や答弁の際の使用は行わないこととし、今後、議論をしながらルールづくりをすることが確認された。
- 令和2年2月19日の議会運営委員会で、一般質問資料は、資料提出議員が議会情報ファイリングシステムへの掲載若しくは紙媒体による配付を決定することが確認された。
- 令和3年5月21日の議会運営委員会で、議会運営の効率化(タブレット端末の活用等)に向けた検討について、次期の議会運営委員長に申し送りをすることが確認された。

⑥ コロナ禍におけるICTの活用について

- 令和2年6月定例会以降、定例会時に開催される各派幹事会を定例会ごとに約1回、オンライン会議で開催した。オンライン会議の開催にあたり、アプリケーションソフトは令和2年6月4日及び6月26日はZoomを、9月30日及び令和3年1月27日はCiscoWebexMeetingsを、3月4日はTeamsを使用した。
- 令和3年4月26日から5月3日までの間、議長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者で登庁ができない状態になった際に、Zoomを使用し、新型コロナウイルス感染症への対応や5月臨時会に向けての協議をオンライン会議で行った。

⑦ ICTの活用のまとめ

- 現行の議会情報ファイリングシステムにより、議会情報の共有化や情報提供の即時性を高めるというタブレット端末を導入する目標は一定の成果を上げている。
- しかし、現在、議会関連資料については電子媒体と紙媒体の資料が併存しており、コストや環境負荷、執行部や事務局の労務負担軽減の観点から早急な検討が必要である。
- 現在、議会情報ファイリングシステム上の資料については、議員に貸与しているパソコンから印刷をすることができるが、タブレット端末からの印刷はできない状況となっている。
- 傍聴者が閲覧する議会関連資料は、紙媒体の資料となっている。本会議場で使用する一般質問資料は、議員がタブレット端末により閲覧する場合はカラーである一方で、傍聴者は白黒で印刷された紙媒体の資料を閲覧することとなる等の課題があり、ペーパーレス化の観点からも、検討が必要である。なお、委員会で使用する傍聴者資料は、閲覧用ファイルをコピー用も兼ねて市民相談室に1部、委員会室に2部配架している状況となっており、ペーパーレス化の課題に加えて、3人以上の傍聴者がいる場合同一の閲覧用ファイルを複数人が使用することになることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向け、検討が必要である。
- 議場及び常任委員会でのタブレット端末での使用方法、Wi-Fiの環境整備は、今後の検討課題とする。
- また、活用しているタブレット端末の機能は一部であり、議会の活性化に向けて本会議や委員会での活用や危機管理の観点から大規模災害などにおける活用、議会のスケジュールなどの管理や情報発信などに活用できないかなど検討が必要である。

(2) まとめ

1) オンライン会議について

① オンライン会議開催基準について

- 宇治市議会には本会議の他、委員会条例に基づき設置している4常任委員会と議会運営委員会、会議規則第163条により定めている全員協議会、委員長会議、各派幹事会及び広報委員会が常設されている。
- 本会議については、地方自治法第113条及び第116条第1項において本会議への出席は現に議場にいることと解されているため、地方自治法の改正がない限りすべての議員によりオンライン会議で開催することはできない。
- 新型コロナウイルス感染症以上に感染力が強いウイルスなどが感染拡大しているような状況や大規模災害などが発生している場合について、議会機能を維持するため積極的にオンライン会議を活用する。
- 本会議以外の会議において、オンライン会議での開催を行う場合、それぞれの会議において、議長や委員長がオンライン会議での会議の開催を決定することになるが、どのような条件においてオンライン会議にするか開催基準を整理する。
- また、オンライン会議において、傍聴機会の確保など市民が会議の状況を見聞できるような環境づくりに努め、議事公開の原則を確保するための方策について検討が必要である。

② 会議規則の改正などについて

- 現行の会議規則は、常任委員会及び議会運営委員会などをオンライン会議で実施することは想定していないため、オンライン会議を実施するための法整備が必要である。
- このため、オンライン会議を実施するための特例条例や特例会議規則の制定を行うか若しくは現行の会議規則の改正や運用の申合せなどについて検討する。
- 会議規則については、委員会の総則を定めた第83条、第84条、第87条及び審査を定めた第91条、さらには秘密会を定めた第105条、表決を定めた第122条、第124条、第130条の条項などについての検討が必要である。
- 会議規則の改正などの詳細については、中間報告のとりまとめ以降に検討する。

③ アプリケーションソフトの選定について

- オンライン会議については、現在、無料アカウントで様々なアプリケーションソフトを活用して実施しているが、利用時間などの制約もあることから、積極的な活用を図っていくために宇治市議会として有料のアカウントを導入する。
- 活用するアプリケーションソフトについては、Zoomを軸に検討を行う。

- アカウントを各会派で利用するにあたっては、政務活動費の支出と同じく、政治や政党活動への利用は不可として、市議会議員としての政務活動の範囲とする。
- また、市議会として積極的な活用を前提として環境整備を進め、利用にあたっての申合せなどについては引き続いて検討を行う。

2) ペーパーレス化について

① ペーパーレス化を目指す会議や資料について

- 現在は、議会情報ファイリングシステムへの掲載と並行して紙媒体の資料配付を行うこととしており、改めて併用期間の廃止時期を協議することとなっていることから、ペーパーレス化を前提として、具体的にペーパーレス化を目指す会議及び資料の種類などの整理が必要である。
- ペーパーレス化による「資料がいつでもどこでも確認できる」「資料の検索が容易になる」「カラーを利用したわかりやすい資料となる」「コストの削減ができる」「環境に配慮できる」などのメリットに着目し、すべての資料のペーパーレス化を目指す。
- 一方で、個々の議員の活動などにおいて紙媒体で必要となる資料については、個々の議員で印刷できるよう印刷環境を整備する。
- また、すべての会議、すべての文書についていきなりペーパーレス化するのではなく、ペーパーレス化によって発生する、例えば、「複数の資料を同時に並行して確認しにくい」「不慣れな人へのサポート」「メモが取れない」などのデメリットについても考慮し、具体的なスケジュールを中間報告のとりまとめ以降に整理してペーパーレス化を進めていく。
- 文書の管理については、議会運営委員会で議会情報ファイリングシステムの階層図(フォルダの構成)が確認されているものの、より活用しやすい環境を目指し、構成について再検討する。

② アプリケーションソフトの選定について

- ペーパーレス化については、現行の議会情報ファイリングシステム(Discuss Cabinet)で十分対応が可能であるので、文書の管理について議会情報ファイリングシステム(Discuss Cabinet)を継続して使用する。

3) 議会運営の効率化について

- 議会のスケジュールなどの情報について、議員の間で正確かつ迅速に共有するためにタブレット端末を活用する。
- まず、現状のタブレット端末の中にあるスケジュール管理やメールのアプリケーションソフトを活用して、情報の共有化など議会運営の効率化に向けた取り組みを実施する。

- その活用状況を踏まえて、将来的にスケジュールやメール機能、掲示板などを統合的に管理するグループウェアの導入について検討を行う。

4) 本会議や常任委員会などへの活用について

① 本会議や一般質問での活用について

- 二代表制の一翼を担うため、議員一人ひとりが、政策提案や市政の監視の役割をより充実させ、市民によりわかりやすく議員活動を伝えていくことは議会改革をより一層進めるうえで大変重要であり、このため、タブレット端末などICTを積極的に活用していく必要がある。
- 特に、議員が行う一般質問は、政策提案や市政の監視の大切な機会であり、一般質問の活性化を図り、本会議における議論の質を一層高める必要がある。さらには、臨場感ある本会議の中継などを通じて、市民の市政への参加や議会の情報発信力の向上を図る必要がある。このため、一般質問でタブレット端末などICTを積極的に活用するとともに、その設備として議場に大型モニターを設置する。

② 常任委員会での審査や調査での活用について

- 委員会室では、オンライン会議の実施にあたってプロジェクターを活用しているが、プロジェクターを利用する場合、照明を落とすなどの必要があり、実地調査のオンライン化や常任委員会の審査や調査の活性化に際しては、円滑な委員会運営の観点から課題がある。
- また、プロジェクターについては、同様に傍聴者への配慮などの課題もあることから、モニターの活用を検討する。

③ その他

- 聴覚障害者の傍聴のために、ICTを活用し会議での発言について音声認識によりモニターに字幕表示の取り組みを行っている先進事例もあり、議場や委員会室にモニター設置と並行して聴覚障害者の傍聴についても検討を行う。

5) 大規模災害発生時などにおける活用について

- 大規模災害などが発生した場合、通信などインフラの状況にもよるが、オンライン会議だけでなく、各議員に貸与されているタブレット端末で議員の状況や災害情報の共有など議会の機能を維持するために積極的に活用する。
- 詳細については、「2. 大規模災害が発生しても機能する議会の基本的な考え方について」で検討を行う。

6) 研修のあり方について

- ICTの活用については、各議員間でばらつきがあり、特にタブレット端末に不慣れな議員へのサポート体制が必要である。
- ICTの活用を促進していくためにも議会運営委員会が中心となり、全議員を対象に研修を実施していく。

2. 大規模災害が発生しても機能する議会の基本的な考え方について

(1) コロナ禍の中での議会活動の状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、議会活動も大きな影響を受けることとなった。このため、本会議場のアクリル板の設置や本会議場で入り口などの開放による換気、傍聴者の制限、一般質問の一定の配慮、常任委員会や議会運営委員会の第3委員会室での開催、決算特別委員会や予算特別委員会、全員協議会など座席レイアウトの変更、各派幹事会でのオンライン会議の活用などを実施し、感染拡大防止と議会機能の維持の両立を模索してきた。
- 議会内から感染者や濃厚接触者が発生した際、オンライン会議などを活用し対応を図ることができたが、これはあらかじめ感染者や濃厚接触者が発生した場合の一定の手順を議会内で共有していたことによるところが大きい。
- このような経験から、事前に一定の状況を想定しておき、実際の状況を踏まえながら感染拡大防止と議会機能の維持を両立させていく必要性を痛感したところである。
- しかし、現在の想定の中では、例えば、仮に定例会中に議会内で感染者や濃厚接触者が発生した場合などの手順については議会内で共有されている状況とは言えない。
- また、起こりうる災害には水害や地震などもあり、仮に全市に被害が及ぶような大規模災害が発生した場合であっても、議会は二元代表制の下、市民の信託にこたえ議会の機能を維持し議員としての責務を果たすため、議会内で共有する基本的な考え方や手順などを事前に整理することが必要である。

(2) まとめ

- 大規模な災害や非常事態が発生しても、二元代表制の一翼である議会が市民を代表する議決機関としての責務を果たし、その機能を維持するために必要な基本的な考え方や指針などを定めた宇治市議会の業務継続計画を策定する。

- 大規模な災害の想定については、水害や地震などの自然災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの非常事態も想定したものとする。

3. 議会棟の設備改修の基本的な考え方について

(1) 議会棟の設備の状況

1) 議場の設備の課題

- 議場の照明設備や音響設備などについては、議会棟建設時(昭和58年)に導入されたものを現在も使用しており、設備関係で故障などが起こった場合は、設備の部品の多くは既に生産中止であるため、修繕が難しい状況である。
- 特に音響設備が故障した場合、本会議の進行に大きな影響が想定されること、また、府内のほとんどの市が平成18年度以降設備更新していることから早急な対応が必要である。
- 本会議のインターネットの配信については、無料の配信用ソフト(OBS)を利用しているが、中継の安定性などに課題がある。
- ICTの積極的な活用により、一般質問などのより一層の活性化や大規模災害などが発生した場合における議会活動の維持を目的として、議場に大型モニター若しくはスクリーンなどの設置や議場のインターネット環境等の整備を検討する必要がある。

2) 委員会室の設備の課題

- コロナ禍の中で第1委員会室と第2委員会室の活用が十分図られていないことから、感染症予防対策としてより大きな室内環境を確保するために、二つの委員会室を一体利用できるよう稼働間仕切りなどの設置の検討が必要である。
- 議場と同じように、ICTの積極的活用により、常任委員会等の審議などをより一層活性化するために委員会室にも大型モニターの設置などの検討が必要である。
- 現在、各常任委員会はインターネットで中継を行っているが、配信用カメラが固定式のため、中継を行う場合、会議の運営に適した座席配置ではなくカメラ位置にあわせた委員席の配置などを行っている。また、委員会中継の音質が悪いため、音響設備などの改修が必要である。
- 感染予防の観点から、より大きな空間が確保できる第3委員会室を中心に各常任委員会などを開催しているが、常任委員会の規模であっても、説明員が使用するマイクが共用されているなど感染拡大防止のための対策が必要である。

3) 大規模災害や非常事態が発生した場合に必要な議会棟の設備

- 大規模災害等が起こっても議会機能を維持するため、ICTを積極的に活用する必要があるが議場や委員会室など議会棟のICT設備について検討が必要である。
- 議会棟の2階以上には非常用電源がないことから、大規模災害などが発生し外部からの電力供給が途絶えた状況で、本会議や委員会の開催が必要となった場合、会議を運営するうえで必要な電力をどのように確保するか検討が必要である。

4) その他

- 議員の登庁状況を表示している議会表示盤についても昭和58年から使用しているものであり、老朽化による故障が増加している。また、議会棟の設備などを改修するにあたって、議会の開催状況を市庁舎内や議会棟内で、どのように案内しているかなどについて他の地方自治体を参考に検討を行う必要がある。

(2) まとめ

1) 議場の設備

- ICTの積極的な活用による議会活動の活性化や大規模災害などが発生した場合における議会活動の維持を目指して、議会活動の最も重要な施設である議場の音響設備の更新と大型モニター及びインターネット環境の整備を優先的に行う。
- 議場の傍聴席についてもモニターを設置し、傍聴者に対する環境整備を行い、より市民に開かれた議会を目指す。
- 聴覚障害者の傍聴への対応については、引き続き、他市での状況などを調査し検討を行う。

2) 委員会室の設備

- 各委員会室については、インターネット中継の配信用カメラと中継音声の改善、コロナ禍に対応したマイク設備など音響設備改修のあり方を引き続いて検討する。
- コロナ禍の中で十分に活用が図れていない第1委員会室と第2委員会室の活用方法についても、引き続き検討する。

3) 大規模な災害や非常事態が発生した場合に必要な議会棟の設備

- 議会棟の2階以上には非常用電源が設置されていないことから、業務継続計画の策定作業の中で、大規模災害などが発生し、外部からの電力供給が途絶えた状況でも電源が必要な機器などを整理のうえ、電力確保の手段を検討する。

4) その他

- 議員の登庁状況を表示している議会表示盤や議会(委員会)の開催状況を表示する案内板について、議場や委員会室の設備改修とあわせた改修に向け検討を行う。